

失語症のある方に支援者を派遣します

失語症によりコミュニケーションが難しい方に支援者を派遣して、言葉の不自由を補いながら社会参加を支援します。

利用できる人

※事前登録が必要です。

●港区に住んでいる失語症のある人（個人）

※身体障害者手帳、医師の診断書などで失語症の有無を確認します。

●港区内に活動の拠点を置き、次の要件の全てに該当する団体

- ①港区内に住所を有する失語症のある人が参加する団体
- ②失語症のある人の自立した生活及び社会参加を促す団体
- ③活動の中で、失語症のある人が意思疎通を必要とする団体

派遣費用

無料

※施設の入場料や参加費などは利用者の負担です。

利用できる活動の例

病院



買い物



役所や銀行の手続き



電車やバスの利用



会議



趣味や習い事



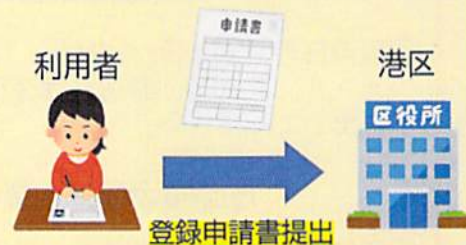
※営業活動、政治・政党活動、宗教活動などでは利用できません。

詳しい手続きは、裏面をご確認ください。

利用方法

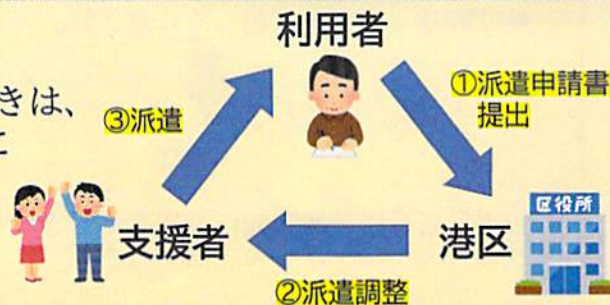
1 事前の利用登録

利用したい人は、「登録申請書」を港区役所に提出してください。



2 派遣の申込み

支援者を派遣してほしいときは、「派遣申請書」を港区役所に提出してください。



失語症とは？

脳卒中や脳外傷などの後遺症として生じることばの障害です。

それまで自由に使っていた「聞く」「話す」「読む」「書く」ということばの機能が低下した状態のことです。

例) 相手の言葉が理解できない、言いたい言葉が出てこない、文字が書けない など
※症状や重症度は人によって異なります。

利用方法

1 事前の利用登録

利用者

①利用希望の問合せ

①利用したい人は「利用登録したい」と港区に伝えてください。
方法：電話、メール、FAX、区役所に直接行く

③登録申請書の提出

③「登録申請書」を郵送するか、区役所に直接行って、提出してください。

⑥登録承認通知書の受取り

⑥区役所から送られてくる「登録承認通知書」を大切に保管してください。

港区

②登録方法の説明

②区役所の職員が利用について、説明をします。

④登録申請書受付・審査

④区役所が「登録申請書」の内容を確認します。
※審査の結果、登録申請が受理されない場合もあります。

⑤登録承認通知書の送付

⑤区役所が申請した人に「登録承認通知書」を送ります。

2 派遣の申込み（申請～派遣までの流れ）

利用者

①派遣申請書の提出

①利用日の**2週間前**までに、「派遣申請書」をメール、FAX、郵送又は区役所に直接行き、提出してください。

⑤派遣承認通知書の受取り

⑤区役所から送られてくる「派遣承認通知書」を受け取り、内容を確認してください。

⑥利用

⑥利用日当日に、派遣先に支援者が行き、コミュニケーションの支援をします。

港区

②派遣申請書の受付

②区役所が「派遣申請書」の内容を確認します。

③支援者の調整

③区役所が派遣する支援者を調整します。

④派遣承認通知書の送付

④支援者が決定したら、区役所が申請した人に「派遣承認通知書」を送ります。

支援者派遣

事業の詳しい内容や利用方法については、港区障害者福祉課までお問合せください！